

特殊容器制度について

1. 現行制度の問題点

- (1) 特殊容器とは、体積を計量する代わりに、ある高さまで液体商品を満たした場合、正しい量が確保されるように製造された透明又は半透明の容器（例えば、ビールびん、醤油びん、牛乳びん）である。
- (2) 現在、缶や紙パック等の他の容器の商品の増加、各種容器の製造技術（品質管理技術）の向上や自動充填装置の高度化等により計量技術が向上したため、特殊容器を用いる必然性が低下してきている。
- (3) 例えば、びんの総製造数に占める特殊容器の割合は、制度創設年の次の年である昭和32年には約27%程度だったものが、現在は約3%程度と低下している。ビールや牛乳等、一定程度毎年製造される特殊容器がある一方で、ウスターソース類やしょうゆ、ウイスキー、ブランデー等に使われる特殊容器については、（少なくとも）平成12年以降製造されていない。
- (4) また、特殊容器は、ガラス製の容器でありリサイクルして使用されていることから、リサイクルの議論と特殊容器の議論が混同されてしまっている。

2. 新たな方向性

(1) 基本的考え方

特殊容器は、ガラス製の容器でありリサイクルして使用されていることから、リサイクルの議論と特殊容器の議論が混同されてしまっているが、特殊容器の必要性和リサイクルは別な問題である。リサイクルについては、リサイクルの目的に従って推進されるものであり、特殊容器の必要性和リサイクルは離して検討することが適当である。

特殊容器制度については、量目管理を容易なものとする等、正確な計量の観点からその役割を果たしてきたが、様々な計量管理技術が発達した現在においては、正確計量を担保する制度としての役割は低下してきており、今後は自主管理・自主確認に委ねる方向で検討する。

(2) 具体的方針

- ①特殊容器制度は、正確計量を担保する制度としての役割は相当低下しており、原則として廃止する方向で検討する。
- ②ただし、①の場合においても、特殊容器制度の廃止が、ガラス製の容器のリサイクルの推進を変えるものではない。

特殊容器制度の概要

1. 特殊容器について

特殊容器とは、いわゆる「まるしょうびん」と呼ばれており、体積を計量する代わりに、ある高さまで液体商品を満たした場合、正しい量が確保されるように製造された透明又は半透明の容器（例えば、ビールびん、醤油びん、牛乳びん）のことで、経済産業大臣が指定した者が製造する。

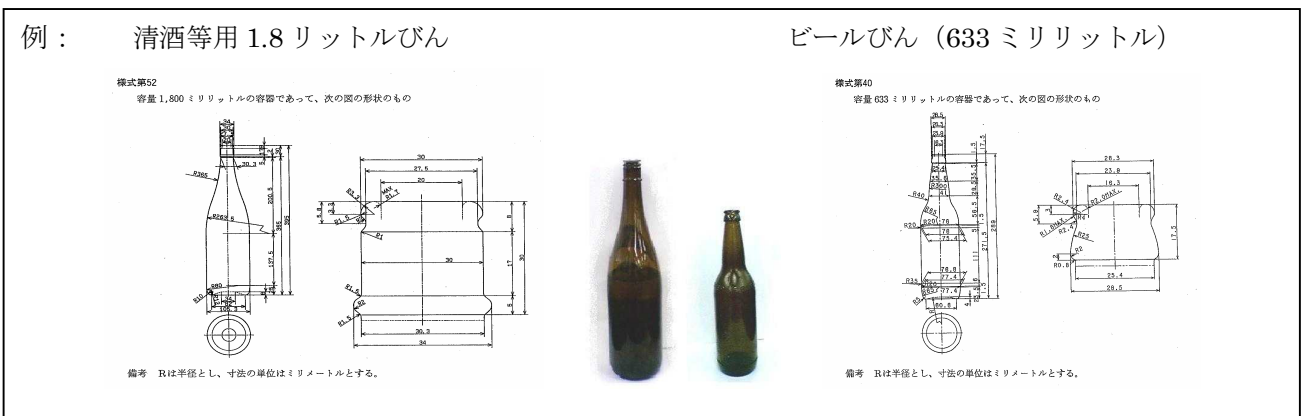
2. 根拠条文

計量法第17条、第58条～第69条

3. 制度の概要

(1) 制度の沿革

昭和31年計量法改正により、それまでびんを一本一本検査していた容量検査を廃止し、特殊容器製造事業制度を制定。



(2) 特殊容器の使用に係る商品

- | | |
|-----------------------|---------|
| ①牛乳(脱脂乳を除く。)、加工乳及び乳飲料 | ⑩ビール |
| ②乳酸菌飲料 | ⑪清酒 |
| ③ウスターソース類 | ⑫しょうちゅう |
| ④しょうゆ | ⑬ウイスキー |
| ⑤食酢 | ⑭ブランデー |
| ⑥飲料水 | ⑮果実酒 |
| ⑦発泡性の清涼飲料 | ⑯みりん |
| ⑧果実飲料 | ⑰合成清酒 |
| ⑨牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料 | ⑱液状の農薬 |

(3) 特殊容器の表示

指定を受けた者は、その指定を受けた工場又は事業場において製造した特殊容器が、型式・器差の要件に適合するものであるときには、当該容器に「表示」を付すことができる。